

東金市健康づくり推進協議会委員募集

市では「東金市健康づくり推進協議会」を設置し、生涯を通じて健康の実現のため、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを目指す「とうがね健康プラン21(第2次)」を推進しています。健康に関心のある市民をこの協議会の委員として募集します。

対象▼7月以降も引き続き市内に居住予定の満20歳以上の方

定員▼1名

内容▼「とうがね健康プラン21(第2次)」の普及啓発および推進などについての審議(年2回程度開催)

任期▼7月1日～令和7年6月30日

謝礼▼会議1回につき6千400円

締切▼6月5日(月)必着

応募方法▼①氏名(ふりがな)②住所③生年月日④電話番号⑤職業⑥市内居住年数⑦健康なまちづくりについて思うこと(400字程度)を明記し、郵送または持参※任意様式。提出書類は返却しません。

※選挙結果は、6月下旬に応募者全員に通知します。

応募・問い合わせ▼〒283-0005 東金市田間三丁目9-1 東金市保健福祉センター健康増進課 ☎(50)1174



子どもの車内への「置き去り」は児童虐待です



子どもを車内に置き去りにすることは児童虐待です。車内に置き去りにされた子どもが熱中症などで亡くなるなど、毎年全国では痛ましい事件が発生しています。

これから暑さの厳しい夏を迎えると、比較的涼しい日でも、車内の温度は気温の上昇とともに急上昇します。子どもは、体温調節機能が未熟なこともあり、そのような車内では、短時間でも熱中症になり、命を失う可能性がります。

「眠っているから」、「少しだけ」などと子どもを車内に残したままその場を離れることはやめましょう。そのような車を見つけたら、すぐに警察などに通報してください。

また、自宅内でも同様のことが起こる可能性があります。十分に注意しましょう。

問い合わせ▶東金警察署 ☎(54)0110



東金市介護保険事業計画などの策定に伴う懇話会委員募集

「東金市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇話会」の委員を募集します。懇話会では、今後の高齢者施策や介護保険事業のあり方を考え、計画について審議・提言します。

対象▼市内在住の4月1日時点で40歳以上の方で、懇話会(今年度は3回程度)に継続して出席できる方

定員▼第1号被保険者(65歳以上)および第2号被保険者(40歳～64歳)から各1名

任期▼7月(予定)～令和8年3月31日

謝礼▼会議1回につき5千円

締切▼6月9日(金)必着

応募方法▼応募の理由と「今後の高齢者施策」をテーマに800字程度のレポートを書き、①住所②氏名③年齢④電話番号を記載の上、持参または郵送、メールのいずれかで提出

※書類により選考し、7月上旬までに応募者全員に結果を通知します。

応募・問い合わせ▼〒283-8511 東金市東岩崎1-1 高齢者支援課 ☎(50)1219

MAIL korei@city.togane.lg.jp



後期高齢者 歯科口腔健診

千葉県後期高齢者医療広域連合では、今年度中に76歳になる被保険者の方を対象に歯科口腔健診を実施します。

対象者には5月下旬に市から緑色の封筒で案内(受診票)を送ります。希望する方は健診協力医療機関に予約の上、受診してください。

実施期間▼6月1日(木)～12月28日(木)

※受診は、期間中1回までです。

対象▼昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生まれの千葉県後期高齢者医療制度被保険者

問い合わせ▼千葉県後期高齢者医療広域連合給付管理課 ☎043(2)65013

対象医療機関・受診票発行についてはII国保年金課 ☎(50)1133



消費ナビ

消費者ホットライン ☎188(いやや)

サンプルのほぼが意図せぬ定期購入に

◆内容
新聞の折込広告で通常の半額の「拡大鏡」を見つけ、販売業者に注文の電話をした。その際「目に良いサプリメントのサンプルを送る」と言われた。後日拡大鏡とサプリメントが届いたが、同封の「明細書兼請求書」には、拡大鏡が「プレゼント」、サプリメントが約3千円と記載されていた。その後、2カ月連続で同じサプリメントが届いたのでおかしいと思い、「明細書兼請求書」を改めて確認すると「1年定期」と記載があった。注文した覚えはない。

◆アドバイス
新聞広告の通販やテレビショッピングなどの電話注文時に別の商品やサンプルなどを勧められ承諾したところ、そちらが主契約の定期購入になっていたという相談が寄せられています。

たとえサンプルでも、注文品以外のものを勧められたときは、興味をなければきっぱり断りましょう。興味を持った場合も、定期購入になっていないかなどを確認し、説明が理解できなければ断りましょう。

商品到着後は、明細書などで定期購入契約になっていないか確認することが大切です。意図せず定期購入になっていたら、すぐに販売業者に申し込んでいないことを伝えましょう。

困ったときは、すぐに消費生活センターなどにご相談ください。

◆消費生活相談
相談ガイドをご覧ください。相談は無料です。電話相談は通話料金が発生します。

問い合わせ▶東金市消費生活センター(商工観光課内) ☎(50)1238

相談ガイド

市などの公共機関で行う相談です。すべて無料ですので気軽にご相談ください。

相談名	とき	ところ	問い合わせ	内容・備考
消費生活相談	毎週月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 10:00～12:00、13:00～15:00	消費生活センター(市役所3階)	消費生活センター ☎(50)1238	悪質商法などの消費者トラブルや多重債務の相談に応じます(電話相談可)
職業相談	毎週月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 9:30～17:00	市役所別棟1階	地域職業相談室 ☎(52)1104	職業紹介やパソコン検索が利用できます 雇用保険受給手続きは管轄のハローワークで受け付けます
交通事故相談	6/5日 10:00～15:00	市役所402会議室	消防防災課 ☎(50)1119	保険請求・示談などの交通事故の相談(要予約)
人権・行政相談	5/15日、6/15日 13:00～16:00	市役所202会議室	総務課 ☎(50)1117	人権上の悩みや、国の業務への要望などの相談
家庭児童相談	毎週月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 9:00～16:00	子育て支援課内	家庭児童相談室 ☎(50)1168	子育て上の悩みや親子関係、虐待などの相談に応じています
専門(弁護士)相談	①5/18日、②5/24日、③6/21日 10:00～16:00 (予約=①受付中、②5/17日～、③6/14日～、電話のみ)	ふれあいセンター視聴覚室	社会福祉協議会 ☎(52)5198	先着10名、初期相談に限ります(1人30分)
心配ごと相談	第2・第4火曜日(祝休日の場合は翌平日) 13:30～16:30	ふれあいセンター視聴覚室	社会福祉協議会 ☎(52)5198	日常生活の中のちょっとした困りごとをご相談ください
ボランティア相談	毎週月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 13:00～17:00	ボランティアセンター(ふれあいセンター2階)	社会福祉協議会 ☎(52)5198	活動に興味がある、活動をしたい、依頼したいなどの相談
子育て相談	毎週月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 15:00～17:00(要電話予約)	簡易マザーズホーム(ふれあいセンター2階)	簡易マザーズホーム ☎(54)1197	乳幼児の発達に関する心配ごとについて
家庭教育相談	毎週月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 9:00～16:00	市役所別棟2階	家庭教育相談室 ☎(54)0783	いじめや不登校、子育てなど教育問題について

「人権擁護委員の日」 特設人権相談

6月1日は人権擁護委員の日です。人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受けて、人権上の問題を解決するため、人権相談をはじめ各種人権擁護活動を行っています。

この日にちなみ、人権擁護委員が特設相談所を開設します。予約不要・相談無料で秘密は守られます。気軽にご相談ください。

とき▶6月1日(木)午後1時～4時

ところ▶市役所202会議室、正気地区コミュニティセンター

内容▶いじめ、いやがらせ、差別などの人権に関わる悩みや問題

※左表の人権相談も毎月実施しています。ご利用ください。

問い合わせ▶総務課 ☎(50)1117

※移動交番、保健ガイド(ふれあいセンターの健診・教室・相談、予防接種、山武健康福祉センターの検査・相談)、休日当番医ガイドは、毎月1日号に掲載しています。